

宇部 72 カントリークラブ細則

第1章 会 員

第1条

会員の定員数は理事会において定める。

第2条

会員が定員数に達した時でも特別の事情ある場合は、理事会において選考の上、入会せしめることができる。

第3条

1. 会員権を法人名義で保有する会員を法人会員とする。
2. 法人会員は必ず1名を記名登録しなければならない。
3. 法人の記名登録はその法人の役員・社員又はその法人が50%以上を出資している関係会社の役員・社員について限る。

第4条

1. 会員の種別及びその負担金を下記の通りとする。本条に定めのないものは理事会において随時之を定める。

会員の 種別	会 員							
	個人である総合会員、 正会員及び同終身会員			法人である 総合会員、正会員		総合平日会員、平日会員 及び同終身会員		
	総合会員	正会員	終身会 員	総合 会員	正会員	総合 平日会員	正会員	終身 会員
年会費	50,000 円	50,000 円	25,000 円	50,000 円	50,000 円	25,000 円	25,000 円	12,500 円
グリーン フィ	別紙料金表の通りとする。							

* 消費税別

第5条

名義書換及び登録変更の負担金を下記の通りとする。

1. 総合会員及び正会員

名義書換手数料 (消費税別)	譲受人による名義変更	500,000 円
	親族一親等の名義変更	250,000 円
	相続による名義変更(従前の地位継承)	250,000 円
	法人内登録変更	250,000 円

但し、正会員の譲受人が会員登録する場合、別途下記の追加預託金及び新コース登録料を納付し、総合会員として登録しなければならない。

追加預託金	2,850,000 円
新コース登録料 (消費税別)	500,000 円

2.総合平日会員及び平日会員

名義書換手数料 (消費税別)	譲受人による名義変更	250,000 円
	親族一親等の名義変更	250,000 円
	相続による名義変更(従前の地位継承)	250,000 円

但し、平日会員の譲受人が会員登録する場合、別途下記の追加預託金及び新コース登録料を納付し、総合平日会員または総合会員として登録するものとする。

総合平日会員へ移行	追加預託金	1,425,000 円
	新コース登録料 (消費税別)	250,000 円
総合会員へ移行	追加預託金	5,700,000 円
	新コース登録料 (消費税別)	500,000 円

3.終身会員

前1項・2項にかかわらずクラブ規約第4条2項の規定する終身会員になるため会員権を譲渡(贈与を含む)する場合は、名義書換料は無料とする。また、前1項・2項に規定する正会員、平日会員の但し書き(譲受人の追加預託金及び新コース登録料納付義務)は適用しない。

第6条

年会費は毎年4月から翌年3月までとし、毎年4月末日までに全額前納する。

第7条

ロッカー使用料は下記の通りとする。

使用料 会員 100 円
(消費税別) ビジター 200 円

第2章 委員会

第8条

各委員会の担当は、次の通りとする。

1.競技委員会

(クラブ競技に関する事項)

(ローカルルールの制定並びにルールの適用に関する事項)

(コースの維持、管理、補修及び改造に関する事項)

2.ハンディキャップ委員会

(ハンディキャップの決定、変更並びに登録に関する事項)

3.総務・エチケット委員会

(会員入会に関する事項)

(エチケット・マナーに関する啓蒙活動)

(その他、他の委員会に属しない事項)

第3章 雑 則

第9条

本細則に定めなき事項は理事会の決議による。

第10条

本細則の解釈並びに変更は理事会の決議による。

規約及び細則改訂

昭和45年7月1日改正	平成12年6月9日改正
昭和46年9月25日改正	平成14年6月4日改正
昭和49年5月26日改正	平成16年6月24日改正
昭和50年5月25日改正	平成18年10月1日改正
昭和51年5月31日改正	平成21年12月6日改正
昭和56年1月28日改正	平成22年2月21日改正
昭和61年6月29日改正	平成27年5月28日改正
平成3年4月1日改正	令和2年3月5日改正
平成5年6月28日改正	令和2年5月29日改正
平成10年5月22日改正	令和4年5月24日改正
平成10年12月19日改正	令和5年5月30日改正